

タイトル	DV・性暴力の現状と憲法24条：女性プラザ祭2016 トークセッション報告
著者	中園，桐代； NAKAZONO, Kiriyo； 池田，賢太； IKEDA, IKEDA； 秀嶋，ゆかり； HIDESHIMA, Yukar； 林，美枝子； HAYASH, Mieko
引用	開発論集(100)： 197-207
発行日	2017-09-29

DV・性暴力の現状と憲法24条

女性プラザ祭2016 トークセッション報告

中 園 桐 代*・池 田 賢 太**・秀 嶋 ゆかり***・林 美枝子****

I 解 題

本報告は2016年11月10日に実施された北海道女性プラザの「女性プラザ祭2016」におけるトークセッション『DV・性暴力の現状と憲法24条』をまとめたものである。今回で4回目になる主催イベントであるが、弁護士の方たちが全国で開催している「憲法カフェ」の形式で行った。当日の参加者は予想を大きく上回る56名を数えた。なお、この原稿をまとめるにあたり池田、秀嶋両弁護士にはご自分の講演部分の加筆修正を行って頂いた。改めてお礼申し上げる。

さて、複数の大学、いわゆる有名大学や医学部の学生が加害者であるレイプ事件が報道され、世間を騒がせた事は記憶に新しい。そして、その中で必ず言われるのは「被害者女性に落ち度があったのではないか」ということだ。いわゆるレイプ神話である。女性の大学教員でもこのような考えを持つ人もいる。女性が被害者であるにもかかわらず、その女性が責められ、さらに傷を負わされてしまう。このような女性の人権を侵害する状況が繰り返生まれ、女性の自己決定権が踏みにじられている。悪いのは加害者の方なのに、である。

これに対して我々がとれる対応策が全くない訳ではない。例えば、セックスに関する〈同意・承認・納得〉の重要性を認識するため「同意ワークショップ」の動画がネットで公開されている。相手の人権や意志を配慮し、自分の意志も大切にするという基本的な人間関係の基礎を明示的に教育の場に取り入れる必要がある。憲法が我々に保障している人権、それを生活の中であらためて認識し、行動する方法論が求められている。そのためにも改めて憲法とは私たちの生活にとって何なのか、再考しなければならない。(文責 中園桐代)

II 趣旨説明

開催にあたって、主催団体であるジェンダー研究会代表であるとともに北海道女性プラザ館長の笹谷春美氏は、「憲法はこれまで女性の人権を守ってきたものであり、その憲法が改正され

* (なかぞの きりよ) 北海学園大学開発研究所研究員, 北海学園大学経済学部教授

** (いけだ けんた) 北海道合同法律事務所 弁護士

*** (ひでしま ゆかり) 秀嶋法律事務所 弁護士

**** (はやし みえこ) 日本医療大学保健医療学部教授

ることは女性の人權，特に DV や性暴力などの女性に対する暴力の問題にどのような影響を与えることになるのかを考えてみたい」と開催の主旨を説明した。

国の基本原理である日本国憲法はその制定から一度も改正されたことはないが，改憲草案は政治家個人や新聞社などからこれまで様々に公表されてきた。憲法を改正するためには政党による国会での発議を必要とするため，政党の改正案は特に耳目を集めることになるが，2012年4月に野党時代の自由民主党が公表した『日本国憲法改正草案』は様々な議論を呼んだ。論争的になったその内容は，「第2章 戦争の放棄」を「安全保障」に変更し，第9条の国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，「永久にこれを放棄する」という文言を「用いない」と変えている点，戦力の不保持をうたった2項を削除し，「自衛権の発動を妨げるものではない」としている点，そのための国防軍に関する条項が加えられ，新たに緊急事態に関する条文が新設されている点であった。現行憲法「第9章 改正」に関しても国会への発議要件が各議院の総議員3分の2以上の賛成から過半数の賛成へと緩和されていた。

2016年の改選で自由民主党は圧勝し，衆議院はもちろん参議院も他党の改憲論勢力を取り込むことで改憲に前向きな議員数が162人に達し，憲法改正発議に必要な両院3分の2以上を満たすようになった。憲法改正は「現実的な段階に入った」と言えよう。憲法改正の発議が実施されれば，そこから60日以降180日以内に国民投票が実施され，過半数の賛成が得られることで憲法改正は確かに現実のものとなる。

第2次安倍政権が始まって以来，憲法を改めて学習しようという機運が高まり，様々な憲法に関する書籍が発売され，法律の専門家から憲法を学ぶ会が各所で開催されるようになったが，本報告の憲法カフェもそうした学習の場の1つである。しかし改めて憲法の全文や，憲法草案における改正案を学習の対象とするのではなく，女性への暴力と憲法の関連を学習することとした。現行憲法では DV や性暴力といった女性への暴力についてどう読み解くことができるのか，さらにはそれが『日本国憲法改正草案』によってどう変容する可能性があるのかを理解することを目指した。(文責 林美枝子)

III トークセッション抄録

講演1 池田賢太弁護士「憲法と DV，自由民主党『日本国憲法改正草案』」

——自由民主党『日本国憲法改正草案』から女性の人權を考える——

1 憲法と DV の関連

日本国憲法とは何でしょうか。憲法と DV とは，如何なる関係にあるのでしょうか。一緒に考えてみたいと思います。

さて，DV 防止法には，個別法としては極めて珍しく，前文がおかれています。そればかりではなく，ここに憲法の理念を読み込まれているということが重要です。最初の個所に「我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ」とあり，DV 防止法の解釈に

あたっては、憲法の理念がしっかりと位置付けているということは、改めて確認しておくべきでしょう。

防止法では「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と言及しています。DV は身体的暴力だけではなく様々な形の暴力があります。それは、弱者に向けられ、得てして、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性」となります。様々な力関係が影響する問題なのですが、とりわけ「経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える事は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げ」となるのです。

私が、憲法とは何かというお話をする時に、とりわけ強調しているのは、この「個人の尊厳」についてです。本日も、「個人の尊厳」という観点で DV を考察していきましょう。

DV とは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」と定義されています。DV における典型的な暴力は、身体的暴力ですが、その暴力は、殴る・蹴るだけにとどまるのではなく、夫婦であっても本人の望まない性交渉は性暴力であり、暴言等のモラルハラスメントは精神的暴力であるというように、あらゆる形態の暴力が存在するのです。家庭という閉鎖空間で、毎日吐かれる暴言は、精神的に人を追い込み、うつ病や PTSD など深刻な疾病をもたらすことがあるのです。また、社会的暴力という形態もあります。俺以外の男と連絡を取るなというのが典型的事例ですが、携帯電話から、自分以外の男性の連絡先を消去しろ、実家に帰るな、友達と連絡するな、なども社会的暴力となります。これがエスカレートすると、会社を辞めろ、勤めを辞めろということになり、社会との繋がりをどんどん奪っていき、最終的に被害者を経済的にも孤立化させようとしします。そうすることで自分が無力だと思わせ、支配・被支配の関係を作っていく訳です。さらに経済的暴力は、ジェンダーの視点を欠くことはできません。男性が働き女性が家に居るという伝統的な性別役割分業論ないし家族観や、雇用の正規・非正規の問題、男女の賃金格差の問題などとも関連して現れて来ます。経済的暴力の例でよくある話は、生活費を渡されない、渡されたとしても、どう考えても生活出来ないような額、例えば月 2 万円で家族 4 人なのに、これで 1 カ月何とか暮らせ、あるいは毎日毎日レシートを見せて使ったお金を下さいと頼むよう仕向けるなどというケースもありました。

このように、DV は様々な形で人の尊厳を奪うという特徴を持っているのです。DV 防止法は、あらゆる形態の暴力を否定しています。にもかかわらず、保護命令の対象となるのは身体的暴力だけで、それ以外の暴力、とりわけ精神的暴力については、原則として対象ではありません。精神的暴力は、ときに身体的暴力よりも深刻な被害をもたらすだけに、これは今後の課題です。

2 憲法とは何か？ 個人の人権との関わりで

さて、今日の私の本題は、憲法とは何かということでした。憲法という言葉はもちろん外国語訳でございまして、日本に入って来た時に、憲法と訳されてみたり建国法と訳されてみたり、あるいは国法と訳されたりもしていました。英語では constitution という言葉が当てられてお

ります。構造とか枠組みとか、そういう意味合いを示す言葉ですが、要するに国の形を決めるものが憲法だということになります。憲法は、自然権に基づく社会契約理論で理解することができます。その出発点は、自然権を有する個人にあります。自然権とは生まれながらにしてもっている自由であり、基本的人権として列挙されている自由権と同じと考えてよいでしょう。人がただ一人で存在する時にはありとあらゆることが自由です。しかしながら、その自由をいつまでも一人で謳歌していても、人は一人生きることは出来ないため、この自分の持っている自由という人権をより豊かにする、より強固なものにする、あるいは発展させるために、他者と集団を作っていく訳ですが、この時に社会契約が必要になります。つまり、社会的集団とは何のために作るのかと言うと、個人の人権・自由を大切にするために作るものなのです。

この個人に最大の価値を置くという事を英語では individual という言葉を当てるのですが、individual の in というのは、not の副詞ですね。不可能という意味の単語である "impossible" の "im" と同じです。同じように in+dividual と分解してみましょう。dividual は divide ですから、「できない+分けること」つまり「もうこれ以上分けることが出来ない存在」を個人と考えているのですね。個人という存在を、一番大切なものとしてとらえていることがわかります。自分をその所属や人種等で切り分けて行ったときに、もうこれ以上分ける事が出来ない存在としての自分を想定してください。その自分が持っている自由とは何か、人権とは何か、あるいは自分とは何かというものを考えてみてください。そこにあるものは単に「人」ではなく、人格や個性をもった「個人」です。個人の尊厳とは、人として扱えば良いのではなく、個々の人格を持った人として尊重することを意味しています。憲法を理解するにあたって、ここはとりわけ重要です。この個人を大切にするために、どんな社会のシステムが必要ですか、という枠組みを決めなければなりません。本来、私たちが集まって決めなければなりません、日本のように1億数千万人が一堂に会してその枠組みを議論するわけにはいきませんので、その枠組みを定める憲法が必要になるのです。

3 立憲主義

2012年の自由民主党の『日本国憲法改正草案』をみてください。現行憲法が下段に、修正案が上段に書かれています。いずれも前文の一番最初にこの国の枠組みが掲げられています。現行憲法では「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という最初の一文で、私達は選挙によって代表者を選んでその人達に政治を委ねることが綴られています。もう少し後の方には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり……」とあり、私達一人ひとりが、国民主権と間接民主制を採用するという政治原理を定めています。自分達の社会を作り、自分達が出来ないから誰かにその運営をお願いしました、つまり、お願いをした人が一番大切ですよということが述べられています。

政治家は、何故政治を行うことが出来るのでしょうか。あるいは法律を作ることが出来るのでしょうか。それを執行する事が出来るのでしょうか。それは、私達国民が憲法というルールを作って、この範囲で政治をすることを、選挙を通じて選んだ代表者をお願いをしたから、ということになります。

別な例で考えてみましょう。例えば弁護士である私が代理人として行動できるのは、契約関係があるからです。よく言及する事例で説明しましょう。交通事故にあった被害者は、「先生もう大変です、これでは生活する事が出来ません、何とかして下さい」とお願いに来る訳ですが、そこでお願いされることは、通常、損害賠償請求です。私は、被害者の代わりに加害者に損害賠償請求することになります。ところが、「分かった、分かった」といって私はその加害者に対してではなく、被害者の配偶者に対して例えば離婚調停とかをしたらどうでしょう。依頼者は怒りますよね。私が依頼されたことは、加害者に対する損害賠償請求なのに、私がそれ以外のことをしたらあなたにはそんな権限は無いはずであると、当然怒るはずで。代理人として、扶養がなくなるほうがより依頼者のためになるかもしれないと思っても、大きなお世話であって、本人との契約内容を越えて、弁護士は行動できないのです。弁護士が、あくまで仕事として出来る範囲は、契約の範囲内でしかないのです。つまりお願いされたことは、加害者に対する損害賠償の範囲だけなのです。

本人と代理人という関係を理解できれば、憲法の考え方はよくわかります。私達国民が政治家に委ねている権力のうち、彼らがその権力を使って良い範囲というのは、実は社会契約の契約書である憲法に書かれた範囲内でしかあり得ません。これ以外のことをやって貰っては困ります。これが憲法は権力を縛るという考え方、つまりは立憲主義という考え方です。

この関係は、国と国民の関係だけにある訳ではありません。組合であっても、生協であっても、何であれそうなのです。例えば何らかの団体を組織した時に、誰か執行部に、何か物事をお願いするとします。執行部を担う人達に対して、誰も白紙委任などしてはいないはずで。ある範囲でやって下さいと委任しているだけです。講演の講師をする、野球部を監督する、町内会の役員となる、何であれ依頼されたことを超えることはできないのです。

実はありとあらゆる団体に共通する物事を、法的な言葉で整理をしたものが憲法です。私たちは日常生活の中で、憲法的な考え方というものを十分理解しているはずで、憲法は全く難しくは無いのです。もちろん個別の条文を解釈しようと思うと難しくなります。しかし、その基本は容易に理解できるはずで。

例えば、21 条に表現の自由というものがありますけど、ここで考えられている 21 条の表現というのは、基本的に政治的表現の自由を意味します。権力者が行う政治に関する批判は自由であるということです。昔は絶対的権力を持っている王様に対して、それを批判することは許されませんでした。が、集団がその集団の中の誰かに権利を委任している場合は、間違った権力の行使に対しては当然批判をすることができます。憲法は決して難しいものではなく、普段の生活している中で、理解され、必ず実践されているものなのです。

憲法にとって一番大切なのは個人です。国民主権ですから、そこに集まった個人一人ひとりが大切に、その人達の自由のためにルールを決めるのです。政治家は、この人達のことを無視して政治をすることは許されません。憲法は、過去の歴史において容易に侵害されてきた自由について憲法第3章でまず列挙し、権力者に対して、国民の基本的人権に注意して政治を行うことを要求しています。これが基本的人権の尊重という原理です。三大原理のうち、最後の平和主義は、普通の憲法にはありません。選挙で大統領が選ばれるアメリカにも、立憲主義を基本とする憲法がありますが軍隊があります。フランスも、イギリスも同様です。立憲主義と平和主義は直接的には結び付きません。しかし、日本の憲法は、先の大戦の反省に立ち、自分達の権利をしっかり守るためには、平和でなければならないという確信から平和主義を導き出しているのです。一步も二歩も世界で進んだ憲法だと思います。その根底はすべて個人の尊厳にあり、日本国憲法13条の個人の尊重に集約されています。憲法には権利しか書いて無いということは当然のことなのです。もともと国民の権利に注意して政治をなさいと書いてあるだけなのですから。

4 『日本国憲法改正草案』の問題点＝国民主権、戦争放棄、基本的人権の軽視

自由民主党の憲法改正推進本部起草委員会が2012年に決定した『日本国憲法改正草案』を見てみると、まずは国旗、国歌を尊重する義務から始まる訳ですが、これは憲法で課するようなことではありません。そもそも憲法とは何か、という事が分かっていない。例えばよく知られている日本国憲法の3大義務、ですが、法的な義務ではないと私は思っています。憲法はありとあらゆる団体に共通する事項ですから、例えば皆で作った野球部で考えてみましょう。その団体を維持するためには練習（勤労）をし、部費という運営費を徴収し（納税）、新入部員にルール等を教える（教育）。つまり3つの義務は自分達の構成団体を維持するために必要な事なのです。国旗・国歌を尊重する義務とは異なります。

自由民主党の『日本国憲法改正草案』は国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重をひっくり返した形になっています。1つは国民主権の縮小です。まず国家ありき、とにかく国家が大事という発想です。国家第一主義とでもいうようなものです。それから戦争の放棄の放棄。9条は国防軍の創設になっています。安全保障とはなっていますが、この国防軍の規定がある訳ですから戦争放棄も辞めますということです。そして、基本的人権は制限するということになります。21条の表現の自由のところですが、今の憲法は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と書いてありますが、自由民主党の『日本国憲法改正草案』では2項があって「前項の規定にかかわらず」と書いてある。「前項の規定にかかわらず」とは何かと言うと、「前と違うことを言いますよ」という意味です。「公益及び公の秩序を害する事を目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない」と続くのです。この公益とは何でしょうか。国の利益、公の秩序は誰が判断するのでしょうか。時の政権、時の権力者の好みと置き換えればいいでしょう。公益かどうかを判断するのは、いつも時

の権力者です。ここには、私達個人の自由は、あつて無いようなものではないでしょうか。私が強調してきた憲法 13 条も見ておきましょう。憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される」云々と書いてあるところですが、『日本国憲法改正草案』では「すべて国民は、人として尊重される」となっていて、個人の個が抜けています。個性が無い人、人格を持たない、人間として皆と同じように扱っておけば足りることになり、管理をするという側面が出てきているのです。(文責 池田賢太)

講演 2 秀嶋ゆかり弁護士 「性暴力と憲法 24 条」

1 性暴力という人権侵害

私達は、日常の中で憲法に接していると言っても、そのことを日々意識するわけではありません。ひとたび人権侵害を受けて初めて、どういう自分が損なわれたかという事や憲法を物すごく意識します。法というものがどのように人を守ってくれるのかという事を意識するのです。逆に言うとうどんどう権利が私たちにはあるのかを認識することになります。まずはこの切り口から話そうと思います。

性暴力とは DV も含まれますし、ストーキング行為やかなり広く捉えるならいわゆる JK ビジネスと言っているようなものも、そうだと理解されています。戦時性暴力と平時性暴力の連続性についてまずは話したいと思います。国連の女子差別撤廃条約の中で、日本政府は慰安婦問題に関して、既に両国間で解決済みの問題で、合意をしているため、国際条約の範疇では無いと主張しています。つまり、条約ができたのは 1985 年であつて、その前の戦時性暴力に関しては、この条約の範疇では無いと繰り返し言っているわけです。被害者からの申し立てをそのように投げ返している日本政府の今のあり様と、現在発生している性暴力は、繋がっていると感じますし、多分皆さんもそのことは共有出来るのではないのでしょうか。

例えば男性の兵士が戦うためには、性が必要なのだという発想が、脈々と現在まで続いているのですが、それは女性自衛官のセクシュアル・ハラスメントに関する裁判の中でも、非常に顕著に表れていました。自衛隊の中で発刊され読まれている雑誌が資料として提示されたのですが、モデルのように現役自衛官が様々な衣装を着て登場するページのあとに、「銃後の妻達」のようなコーナーがあつて、妻がいかに自衛官である夫を支えているかが掲載されていました。もちろん全部が全部そうであると言い切るつもりはありませんが、繋がっているなという感覚を是非共有していただきたいです。

「JK お散歩」などの JK ビジネスについては、人身売買であるとアメリカ国務省は『世界各国の人身売買の実態の年次報告書』(2014)に掲載しています。日本でそうは捉えられていないかもしれませんが、愛知県では「有害役務営業」と位置づけ、「JK ビジネス包括的規制条例」が制定、施行されています。そのほとんどはやはり「性暴力」と捉えることが必要であると思います。

夫婦間のレイプなどの DV における家庭内の性暴力と、強姦・強制わいせつ・児童福祉法違

反などにみられる社会の性暴力との連続性についても一緒に確認しましょう。

DVの形態の中には避妊に協力しない、そしてその結果、望まない妊娠をして、中絶を余儀なくされるという状況もあり、これももちろん性暴力です。年齢別の2014年度の人工中絶件数の年次推移や年齢階級別の実施率をみると、全体数としては減って来ているのに40代の実施は増えています。微増ではありますが増えているという特徴があり、カップルの間の性的な関係がどういう状況かを、非常に良く表している数字なのです。もちろん全体の数は20代が多く、20歳未満では15歳で1.4%、19歳11.0%にもなっています。しかし、30代以降も一定数あり、様々な世代で望まない妊娠がおこっているのです。それがすべてDVととらえきれないとしても、これらの数値から、性関係における性差別の実情を想像すべきでしょう。

社会の性暴力、強姦・強制わいせつの件数を内閣府のアンケート調査から見ると、異性から無理やり性交された経験がある人は6.5%、被害に遭った事を相談したのは3人に1人弱です。その中でも警察に相談出来た人は4.3%に留まっているのです。つまり、暗数が非常に多いのです。被害に遭っているが、誰にも相談出来なかった人が3人に2人はいるのが現状です。

2 性に基づく差別と婚姻

DVや性暴力が、いかなる憲法の条文に抵触するかというと、まずもって憲法13条です。現行憲法におけるindividual、個人の尊厳が規定されている部分に抵触することになります。人が、その人としての尊厳をもって生きて行く事とこれらの暴力は矛盾するのです。男性の被害者もいますし、子どもの被害者も多いわけですが、圧倒的に子どもも含む女性被害者が多数を占めるわけですから、これらの暴力はやはり性に基づく差別なのです。

それから婚姻に関わる部分では24条です。戦前の家制度では、女性の権利はありませんでした。相続権も無ければ親権も無い、財産を持つ権利もない。離婚となれば「身一つ」で出て行かねばなりません。戦後、憲法24条ができ、それらの権利が生まれたということは、ここで再確認すべきことです。24条ができる経緯でのベアテ・シロタ・ゴードンさんの尽力に関しては映画等でご存じだと思います。彼女の草案には「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統はよきにつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する」と始まって、「婚姻と家庭とは法の保護を受ける」と書かれていました。婚姻だけではなく家庭が法の保護を受け、そのためには法律的にも社会的にも男女平等でなければならない。それに「反する法律は廃止され」、「配偶者の選択、財産権、相続」等に関しては「個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」となって、憲法13条の個人の尊重がしっかり謳われていました。彼女の草案がそのまま通っていたら、1947年に民法が変わった時どうなっていたのだろうかと思います。ベアテさんの草案には、非嫡出子に対する嫡出子と同等の権利が明記されていたのですから。この民法における差別がようやく無くなったのは、わずか2、3年前の事です。現実が理念に近づき法制度になるということ、そのためには非常に時間が掛かるということから学ぶことができます。逆に憲法や法が改正されると今後どうなっていくのかを想像させ

る大事な時間軸でのファクターでもあると思います。ベアテさんは、戦前の日本の女性の置かれている状況を理解し、彼女の草案では手厚く書かなければ、法律レベルでは早期の実現が容易ではないと考えたのです。

現行憲法と自由民主党の『日本国憲法改正草案』の 24 条を比較すると、現行の憲法 24 条はシンプルです。冒頭から「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」(1 項)。2 項が「配偶者の選択、財産権」等に関しては、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と、ベアテさんの最初の草案がかなり骨抜きになっていますが、本質は残しています。一方、自由民主党の『日本国憲法改正草案』は、1 項「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される」としながら、「家族は、互いに助け合わなければならない」とされ、家族の相互扶助が義務化されています。また、3 項も何故か「家族、扶養、後見、婚姻及び離婚」と順番を替えてあり、個人よりも家族が優先されています。Individual と言うのは、それぞれの個性を持った個人が、自分の人生を全うしていくために、最終的にはこの国の憲法を作って、自分の権利も守り、他者の権利ももちろん守っていくための契約でしたよね。個々人とは何かという話だったはずですが。互いに助け合うのは自己責任ではなく、社会保障の領域です。また、『日本国憲法改正草案』の 24 条 2 項では、「婚姻は、両性の合意のみに」と言う現行の「のみ」が削除されています。個人の人権とか、権利が削られていることが分かります。続けて『日本国憲法改正草案』3 項については、現行憲法では配偶者の選択から始まっているのに、『日本国憲法改正草案』では家族から始まります。ここでイメージされている家族は、どのような家族なのかというと、その扶養とか後見とかという所が加わっているわけですから、ここは老老介護を含めて、自己責任をどんどん推し進めたいのではないかと感じます。

憲法とは国が何をすべきか、あるいは何をしてはいけないかを定めるものですが、自由民主党の『日本国憲法改正草案』では、家族、親族がどうあるべきかまでが加わっているのです。

改憲の動きが高まったのは 1950 年代からです。現行 24 条がおかしい、日本の家族的文化に反するというのが発端でした。1996 年の民法改正案で夫婦別姓の問題が出ましたが、反対運動によって、結局法律にはなりません。改憲の動きとイコールではありませんが、家族の多様なあり方に関して、脈々と反対する動きがあったのです。2002 年の衆議院における『憲法調査会中間報告書』の中では、「24 条は、個人主義に準じるものだという考え方で書かれている。憲法の最大の欠陥は、家族やコミュニティといったものを全く認めていない」という形で、「誤導」していました。2004 年になると、自由民主党の中で、憲法改正プロジェクトチームの論点整理が出てきて、そこで、婚姻、家族における両性平等の規定は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきであるとされ、結局 2012 年に、今の自由民主党の『日本国憲法改正草案』となりました。

憲法は、国家が個人の権利を保障していくための根本規範です。24 条は元々、戦前における婚姻に関する男女の不平等を繰り返さないという認識から始まって、国が個人の権利を保障す

る箇所です。家族責任の義務を言うなら、ベクトルは全く逆になってしまいます。国家が、個人を保障するのではなくて、個人が義務を負うというスタイルになっているのですから。

3 個人主義的家族モデルと国家主義的家族モデル

辻村みよ子氏が言っている個人主義的家族モデルと国家主義的家族モデルで、考えてみましょう。個人主義的家族モデルとは、個人の人權保障と平等の徹底を目指す立場で、家族は個人主義的原理に支えられた人的結合であり、憲法 13 条を根拠に個人の自己決定権やプライバシー等の幸福追求権を最大限認めるというものです。それと対比されるものが国家主義的家族モデルです。これは、突きつめると国が家族に義務を課するという方向に繋がっていくもので、「国民統合・国家統制のための家族の保護」、「発展と救済のための保護」「社会権実現のための保護」そして「権利保障等に由来する国家介入・保護（DV 防止、子ども保護）」がその中身です。国家による一定の家族なりその構成員の保護が必要だという部分では性差別の解消、貧困や教育に関する対応や保護、そして DV 防止や虐待防止が実施されるため、一定の差別の是正措置を執っていく側面がこのモデルにもあるのです。どこの国も極端にどちらかに区分されるのではなく、基本的には個人の尊厳を実現するために、差別なり、人權侵害を解消するための措置を、様々に実施するということになります。今の憲法では、むしろ望ましい介入であるとされている事もあり、では差別解消のためにどこまでが許容されるのかという次の議論ならあり得ると思うのです。そういう意味で 13 条と 24 条は、やや緊張関係にあると言えます。つまり、個人の尊厳を突きつめていった時に、今の 24 条の中に LGBT の人達、同性愛のカップル、もしかしたら一対一とは限らない多様な形での子育ても有り得るわけで、そういう多様性をどこまで 24 条が取り込めるのだろうかと考えれば、課題は残っている訳です。ただ先述したように、憲法を変えてしまった時には、そこからはそれが理念となるため、現実を理念に近づけて行くことが起こるのです。家族や婚姻がどういうふうに変容して行くのかを考えねばなりません。

辻村氏は「公序としての家族から、幸福追求の空間としての家族」と表現しています。家族という観念なり、婚姻という観念なりがどんどん変わって来ている面があり、その現実の受容をどういうふうに、憲法上の保障や法の整備の中でやって行くかということこそが課題としてあるのです。例えば 2016 年の 12 月に、夫婦別姓の事で最高裁が違憲の是非を判断しました。ここでは、憲法 13 条、14 条、そして 24 条についての判断がなされ、民法の夫婦同氏の規定、つまり夫婦どちらかの苗字を名乗らねばならないとは、夫婦の協議に委ねているゆえに、これ自体は男女間の形式的な不平等では無いと判断しました。確かに規定上、形式的はそうなのです。他方で社会に確たる差別的な意識や慣習による影響がそこにあるならば、その影響を排除して、夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは、憲法 14 条の趣旨に沿うとも言っているのです。ただ、その同氏制が、戦前に採用されたとは言え我が国の社会に定着したもので、家族は社会の自然かつ基礎的な集団の単位であるとの考えがあり、氏を 1 つに定める事には、たとえ婚姻後夫の氏を名乗る妻が 90% を超える実態があっても合理性が認められる、とい

う判断はどのようなのでしょうか。女性が独立した法主体として契約等を行い、あるいは事業主体として経済活動を行うなど、社会と広く接触する活動に携わる機会が近年特に増えてきました。婚姻前の苗字で社会経済的な場面における生活を継続したいという欲求が高まってきた事も、公知の事実です。1985年に批准した女子差別撤廃条約に基づいて設置された女子差別撤廃委員会からは、繰り返し我が国の民法に、氏の選択に関する差別的な法規定が含まれている事についての懸念が表明され、その廃止が要請されてきました。そういう中で、夫婦別姓が選択できない状態は違憲では無いという判断なのです。

今の家族像の現実から、どういう理念に近づけていきたいのか、憲法の規定はどうあるべきかを、この『日本国憲法改正草案』を資料にディスカッションして頂ければと思います。(文責 秀嶋ゆかり)

IV ディスカッションを終えて

講演後、7つのグループでディスカッションを実施し、演者に様々なグループを回ってもらい、最後にまとめとして感想を述べてもらった。池田弁護士からは論点が多様であること、そもそも国家とは何か、個人の人権をどのように守っていくべきなのかといった個々の課題とともに、改めて憲法とは何かという確認が必要であるとの指摘を受けた。第9条も大切ではあるが、その他の憲法条文をどのように理解するか、何よりもまず、個人の尊厳こそ自然権で一番大切なものであり、自然権に基づく自由とは何かをイメージしながら議論するとその幅が広がるとの助言をいただいた。秀嶋弁護士は、1回立ち止まって考えること、自分とあまり関係がないと思っているうちに、どんどん手遅れになっていく現実気づくこと、私達の人権に何が影響してくるのかを常に認識することの必要性について助言をしてくれた。

会場からは22件のアンケートが寄せられ、「ディスカッションでの他者の深く広い知識に驚いた」、「憲法について無知だった、知らないではすまされない」、「家族が個人の人権を縛る制度にもなりうることを初めて知った」、「70年たっても現行憲法の理念すら実現できないのは情けない」などの感想が寄せられた。参加者の関心の高さをうかがうことができたと同時に、憲法の改正論議を他人事にはいけない、自分事として捉えようとする熱い意欲を感じることができた。

2017年5月14日、安倍首相は憲法第9条などの新たな改正原案を作成する党内組織として、自由民主党憲法改正推進本部の下に起草委員会を設ける考えを明らかにし、2020年の新憲法施行を目指して議論を加速させる意欲を示した。これを受けて、既に野党や改憲に反対する団体からの反応が報道されている。

憲法改正に関する議論において憲法9条の陰にかくれがちではあるが、「個人の尊厳」に関する憲法13条、「家族の在り方」に関する憲法24条をめぐる議論の重要性を今回の憲法カフェを通して認識することができた。(文責 林美枝子)